

部会運営規定新旧対照表

旧	新
<p>(目的) 第1条 (略)</p>	<p>(目的) 第1条 (略)</p>
<p>(設置) 第2条 (略)</p>	<p>(設置) 第2条 (略)</p>
<p>(組織) 第3条 (略)</p>	<p>(組織) 第3条 (略)</p>
<p>(招集) 第4条 (略)</p>	<p>(招集) 第4条 (略)</p>
	<p><u>(議事の公開)</u>  <u>第5条 議事録および会議の資料は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合または率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、座長は、議事録および会議の資料の全部または一部を非公開とすることができる。</u>  <u>2 議事録および会議の資料を非公開とする場合には、別途要約したものを作成し、公開するものとする。</u></p>

旧	新
<p>(報告) <u>第5条</u> (略)</p> <p>(経費) <u>第6条</u> (略)</p> <p>(その他) <u>第7条</u> (略)</p>	<p>(報告) <u>第6条</u> (略)</p> <p>(経費) <u>第7条</u> (略)</p> <p>(その他) <u>第8条</u> (略)</p>